

海外出張報告書

出張目的： IASB 会議（2015年5月）傍聴  
日 時： 2015年5月18日（月）～5月20日（水）  
場 所： ロンドン IASB 本部  
出張者： 企業会計基準委員会 専門研究員 北村 幸子

## IASB 会議（2015年5月）傍聴報告

日時：2015年5月18日（月）～5月20日（水）

スケジュール： 付録を参照

場所：ロンドン IASB 本部

IASB は、2015年5月18日から20日に英国ロンドンのIASBの事務所で公開の会議を開催した。議論のトピックは以下のとおりであった。

- 保険契約
- 動的リスク管理の会計処理
- 資本の特徴を有する金融商品
- 顧客との契約から生じる収益
- 料金規制対象活動
- 開示に関する取組み
- IFRS 適用上の論点
- IFRS 第2号「株式に基づく報酬」に関する調査研究プロジェクト

### 【5月18日（月）】

#### ■ 料金規制対象活動（アジェンダ・ペーパー9）

IASB は、2015年5月18日と5月20日に会合し、料金規制に関する議論を継続した。5月18日は、教育セッションとして、次の3つの関係の含意の説明が行われた。

- 料金規制対象企業とその顧客
- 料金規制対象企業と料金規制機関
- 料金規制機関と料金規制対象企業の顧客

料金規制対象活動は、上記の三者の関係性をそれぞれ分析する必要があること、顧客が価格交渉に関与できないことなど、現行の他のIFRSと異なる点について説明が行われた。

### 【5月19日（火）】

#### ■ IFRS の年次改善 2014 - 2016 年サイクル（アジェンダ・ペーパー12）

5月19日に、IASB は、公開草案「IFRS の年次改善 2014 - 2016 年サイクル」の公表へ向けてこれまでに行ったデュー・プロセスのステップをレビューした。この公開草案には、IASB がすでに暫定的に承認した以下の2つの修正案が含まれることになる。

- a. IFRS 第1号「国際財務報告基準の初度適用」：初度適用企業に対する短期的な免除。こ

の修正は、2013年12月にIASBが暫定的に承認した。

- b. IAS第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」：純損益を通じた公正価値による投資先の測定は投資ごとの選択である旨の明確化。この修正は、2015年1月にIASBが暫定的に承認した。

会議に出席した12名のIASBメンバー全員が、次のことを確認し、この公開草案について書面投票プロセスを開始するようスタッフに指示した。

- a. 「IFRSの年次改善2014-2016年サイクル」の公表に反対する意向はない。
- b. 90日というコメント期間案に賛成する。
- c. IASBがこれまでに本プロジェクトに関して必要なデュー・プロセスのステップのすべてを完了したと納得している。

### 今後のステップ

IASBは、「IFRSの年次改善2014-2016年サイクル」に関する公開草案を2015年の第3四半期に公表する予定である。

#### ■ IAS第40号「投資不動産」 投資不動産の振替（アジェンダ・ペーパー12B）

IASBは、IAS第40号の狭い範囲の修正を提案する公開草案「投資不動産の振替」の公表へ向けてこれまでに行ったデュー・プロセスのステップをレビューした。

会議に出席した12名のIASBメンバー全員が、次のことを確認した。

- a. IAS第40号の狭い範囲の修正案の公表に反対する意向はない。
- b. 120日というコメント期間案に賛成する。
- c. IASBがこれまでに本プロジェクトに関して必要なデュー・プロセスのステップのすべてを完了したと納得している。

したがって、この狭い範囲の修正について書面投票プロセスを開始するようスタッフに指示した。

### 今後のステップ

IASBは、IAS第40号の狭い範囲の修正案に関する公開草案を2015年の第3四半期に公表する予定である。

#### ■ 「IFRS第8号『事業セグメント』の適用後レビュー」（アジェンダ・ペーパー12C）

IASBは、IFRS第8号「事業セグメント」の狭い範囲の修正案について議論した。この修正はIFRS第8号の適用後レビュー（PIR）後にIASBが公表した「報告書及びフィードバック・ステートメント」において追加的な調査のために識別された論点に対応することになる。

IASB は、以下の目的で IFRS 第 8 号を修正することを暫定的に決定した。

- a. 経営者の観点に従って事業セグメントが適切に識別されている場合には、IFRS 第 8 号の適用が、投資者への説明、経営者による説明、及び事業セグメントの開示の間での整合的な記述を促進する旨を強調するガイダンスを含める。この整合的な記述は、それぞれの形式の報告の情報価値を高めることになる。
- b. 最高経営意思決定者（CODM）には個人と委員会の両方が含まれることを説明するとともに、CODM は経営上の意思決定を行う機能であることを強調する。
- c. 企業の CODM の性質の開示を要求する。
- d. 基準の第 12 項に記載された類似する経済的特徴の例示の数を拡大する。
- e. 投資者にとって最も有用な情報の種類（非現金費用、非反復項目及び将来キャッシュ・フローに影響を与える他の表示項目に関する情報など）に関する追加的なガイダンスを設ける

出席した IASB メンバー全員が、これらの暫定決定に賛成した。項目(a)から(d)については 12 名の IASB メンバーが出席し、項目(e)については 11 名のメンバーが出席した。

さらに、IASB は、以下の事項を暫定的に決定した。

- a. 企業は、調整項目及び配分しない項目の性質について、基準で現在要求されているよりも十分な説明を調整表において行うべきである。[出席した 11 名の IASB メンバーのうち 8 名が賛成し、3 名が反対した]
- b. IAS 第 34 号「期中財務報告」を修正し、企業が前年度に係るすべての修正再表示される期中比較対象期間を、再編後の最初の期中報告書の一部として表示することを要求する。[出席した 11 名の IASB メンバーのうち 10 名が賛成し、1 名が反対した]

### 今後のステップ

出席した 11 名の IASB メンバー全員が、PIR で識別された領域について適切な調査が行われたと暫定的に判断した。IASB は、スタッフに、将来の公開協議のため IFRS 第 8 号の狭い範囲の修正についての提案を作成するよう依頼した。

### ■ IFRS 第 2 号「株式に基づく報酬」に関する調査研究プロジェクト（アジェンダ・ペーパー15）

IASB は、株式に基づく報酬に関する調査研究プロジェクトに対するアプローチを議論した。

IASB は、本プロジェクトの目的は、IFRS 第 2 号「株式に基づく報酬」が指摘されている複雑性を生じさせているのかどうか、その場合にはどの部分なのかの識別であることに留

意した。IASBは、この作業の道案内とするため、実務において生じている主要な適用上の論点を利用する予定である。

本プロジェクトの最初のアウトプットは、調査研究ペーパーとなると見込まれており、これにより、関係者は、IASBがこのプロジェクトについてより多くのことをすべきかどうかの検討が可能になる。

IASBメンバー全員が、このアプローチ案に賛成した。

## 今後のステップ

IASBは、調査研究ペーパーへ向けた作業を継続するようスタッフに指示した。

### ■ 保険契約（アジェンダ・ペーパー2）

IASBは、教育セッションを開催し、変動手数料アプローチ（2015年3月のペーパーで議論）の以下の領域での含意を議論した。

- 変動手数料アプローチを適用する保険契約の集約単位（相互扶助<sup>1</sup>）

保険契約の集約単位について相互扶助を考慮して判定すべき場合、次のように会計処理される。

(1) 保険契約のあるグループが不利な契約になった場合に、別の保険契約のグループが不利な契約から生じる損失を負担するのであれば、不利な契約から生じる損失は純損益に認識されない。

(2) ファンド内の基礎となる項目全体が、その損失を負担するのに十分ではない場合に限り、不利な契約から生じる損失が純損益で認識される。

- 変動手数料アプローチを適用する保険契約の保険契約収益の算定

変動手数料アプローチが適用される契約の保険契約収益に関しては、次のような特徴がある。

(1) 基礎となる項目の元本部分及び基礎となる項目のリターンの保険契約者持分は、投資要素として除外される。

(2) 基礎となる項目のリターンの企業持分を保険契約収益の算定基礎とする。

---

<sup>1</sup>一部の有配当契約では、契約条件において、保険契約者が基礎となる項目の同じプールを共有する他の保険契約者のリスク（特に、同じプール内の他の保険契約者に引き受けた保証コスト等の費用のリスク）を負担することに同意している。これらの有配当契約では、保険契約者は他の保険契約者に（自分の）保険金を扶助しており、これによって、保険者の直接的なエクスポージャーはグループの集積リスクまで減額される。本資料では、これを「相互扶助(mutualisation)」と呼称している。

IASB スタッフは、変動手数料アプローチが適用される契約の収益の算定方法に関して、一般モデルと異なる方法は不要であるとしている。

- 変動手数料アプローチを適用する保険契約の経過措置  
変動手数料アプローチに関して、追加的な簡便法を提供するか否かについて議論された。

さらに、IASB は以下についても議論した。

- 変動手数料アプローチを用いて会計処理しない有配当契約に適用される会計処理
- 企業が実効利回り法又は当期簿価利回り法を用いて金利費用を表示する場合に会計方針の選択を設けるべきかどうか
- IFRS 第9号「金融商品」と保険契約プロジェクトの相互関係についてのスタッフからのアップデート

何も決定は行われなかった。

#### ■ 顧客との契約から生じる収益 TRG の議論から生じた論点（アジェンダ・ペーパー7）

IASB は、IFRS 第15号「顧客との契約から生じる収益」における本人か代理人かの検討についてのガイダンスに関する論点を議論した。それらの論点は、収益認識に関する移行リソース・グループ（TRG）の会議から生じたものである。

##### 本人か代理人かの検討（アジェンダ・ペーパー7A）

###### 本人か代理人かの評価の観点におけるサービスに対する支配

IASB は、支配の原則のサービスへの適用を明確化するため、IFRS 第15号の適用指針を修正することを暫定的に決定した。この修正は、本人である企業が、他の当事者が企業の顧客に提供するサービスを支配できるシナリオを説明することになる。出席した13名のIASB メンバーのうち7名が賛成し、6名が反対した。

###### 顧客に提供される特定された財又はサービスの識別

IASB は、特定された財又はサービスの識別に関してIFRS 第15号の適用指針を修正しないことを暫定的に決定した。出席した13名のIASB メンバーのうち7名が賛成し、6名が反対した。

###### B37 項における指標

IASB は、IFRS 第15号のB37項における指標を変更しないことを暫定的に決定した。出席した13名のIASB メンバー全員が賛成した。

示された3つの論点すべてに関して、IASBは、本人か代理人かに関するガイダンスの適用を明確化するため、IFRS第15号に付属する設例45から48を修正し、いくつかの追加の設例を設けることを暫定的に決定した。出席した13名のIASBメンバーのうち12名が賛成し、1名が反対した。

#### 今後のステップ

IASBは、本人か代理人かの検討に関するこれらの論点について、FASBと今後の合同のボード会議において議論する予定である。

#### 【5月20日（水）】

##### ■ 動的リスク管理の会計処理：マクロヘッジに対するポートフォリオ再評価アプローチ（アジェンダ・ペーパー4）

IASBは、2015年5月20日の会合で、本プロジェクトに関する今後のステップの提案を議論した。IASBは、どの解決策も動的リスク管理活動についての関係者の情報ニーズの検討が必要となること、また、そのアプローチにおいて、それらのニーズに対応する整合的な一組の提案に至るように、開示、認識及び測定を検討すべきであることを認識した。

したがって、IASBは、次の事項を暫定的に決定した。

- まず、開示を通じて動的リスク管理活動に関する関係者の情報ニーズにどのように対処することが可能なかを検討してから、認識及び測定を通じて対処する必要のある領域を検討する。
- 金利リスクの検討を優先させ、他のリスクの検討は本プロジェクトの後の段階で行う。
- 本プロジェクトの後の段階で、専門家諮問パネルを設置する。

14名のIASBメンバー全員が、これらの決定に賛成した。

#### 今後のステップ

IASBは、本プロジェクトに関する議論を将来の会議で継続する。

##### ■ 資本の特徴を有する金融商品（アジェンダ・ペーパー5）

IASBは、資本の特徴を有する金融商品プロジェクトの議論を教育セッションにおいて行った。IASBは、次の事項を議論した。

- a. IAS第32号「金融商品：表示」における負債と資本の区別に関する主要な課題
- b. このプロジェクトの一環として、それらの課題にどのように対処するつもりであるのか

暫定決定事項はなかった。

#### 今後のステップ

IASBは、本プロジェクトの議論を将来の会議で継続する。

## ■ 料金規制対象活動（アジェンダ・ペーパー9）

IASBは、5月18日に行われた教育セッションに続いて、料金規制に関する議論を行った。教育セッションでは、次の3つの関係の含意の説明が行われた。

- 料金規制対象企業とその顧客
- 料金規制対象企業と料金規制機関
- 料金規制機関と料金規制対象企業の顧客

5月20日の会合では、IFRS財務諸表における現行の主な実務は、これらの関係の中の1つ目を扱っていることに留意した。

IASBメンバー全員が、IASBは他の2つの関係を扱うための基準設定活動を行うべきであるが、当該基準設定活動の形態は本プロジェクトが進展するにつれて明らかとなるであろうと判断した。IASBメンバー全員が、2回目のディスカッション・ペーパーの開発が本プロジェクトを進めるための最も早い方法であろうことに合意した。

## ■ 開示に関する取組み（アジェンダ・ペーパー11）

IASBは、開示に関する取組みの一環として開示原則プロジェクトを議論した。

### *アジェンダ・ペーパー11A：会計方針の変更と会計上の見積りの変更の区別*

IASBは、IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」の考え得る修正に関してイタリアの基準設定主体（OIC）が作成したペーパーを議論した。このペーパーは、以下を明確にするためにIASBが会計方針及び会計上の見積りの変更の現行の定義を修正すべきであると提案した。

- a. 関連する基準で定めている測定基礎の変更は、会計方針の変更である。
- b. 測定基礎の変更には、原価測定値の変更が含まれる。したがって、異なる原価測定値の算定のために使用する方法の変更は、会計方針の変更である。
- c. 会計上の見積りを行うために使用するインプット、仮定及び方法の変更は、会計上の見積りの変更である。

今回の会議では何も決定は行われなかった。IASBはスタッフに、このペーパーで提案された方向で提案をさらに開発するよう依頼した。

IASBは、この修正案が完全に開発される場合には、その公表は、予定している「開示原則」ディスカッション・ペーパーの一部としてではなく、公開草案として行うべきであると暫定的に合意した。出席した13名のIASBメンバーのうち8名がこの決定に賛成した。

### *アジェンダ・ペーパー11B：会計上の見積りの変更 新たな開示*

IASB は、IAS 第 8 号の第 39 項における会計上の見積りの変更の内容及び金額の開示を求める要求の考え得る修正に関してイタリアの基準設定主体（OIC）が作成したペーパーを議論した。この修正案は、財務諸表に重要な影響を与える会計上の見積りの変更の理由の開示を企業に要求することになる。

今回の会議では何も決定は行われなかった。

#### アジェンダ・ペーパー11D：会計方針の開示

IASB は、全般的な開示基準（IAS 第 1 号「財務諸表の表示」又は同等の基準）には、どのような場合に会計方針を開示すべきなのかの判断に関する追加的なガイダンスを含めるべきであること、また、会計方針の開示をより企業固有のものとするに関する追加的なガイダンスの必要はないことを暫定的に決定した。出席した 13 名の IASB メンバー全員がこれらの決定に賛成した。

IASB は、全般的な開示基準（IAS 第 1 号「財務諸表の表示」又は同等の基準）あるいは教育マテリアルは次のようにすべきだと暫定的に決定した。

- a. 会計方針の開示の記載場所について代替的な場所を記述する。出席した 13 名の IASB メンバーのうち 11 名がこの決定に賛成した。
- b. 重要性のない会計方針について、企業の財務諸表から財務諸表の外又は年次報告書の外への相互参照を認める。出席した 13 名の IASB メンバーのうち 8 名がこの決定に賛成した。
- c. 判断、仮定、会計上の見積りに関する開示を、関連する会計方針と一緒に場所に置くことを要求する（他の場所の方が適切である場合は除く）。出席した 13 名の IASB メンバーのうち 9 名がこの決定に賛成した。
- d. 選択の対象となっている会計方針、当期に変更された会計方針又は企業が判断を行使するか若しくは仮定及び会計上の見積りを行うことが必要となる会計方針を、財務諸表において明確に識別することを企業に要求する。出席した 13 名の IASB メンバーのうち 11 名がこの決定に賛成した。

#### アジェンダ・ペーパー11E：本体又は注記における表示

IASB は、全般的な開示基準（IAS 第 1 号「財務諸表の表示」又は同等の基準）に含まれる要求事項の開発に関する作業を、以下の事項については、これ以上進めないことを暫定的に決定した。

- a. 基本財務諸表に表示すべき所定の表示項目
- b. 企業に基本財務諸表又は注記のいずれかで情報を表示する「選択肢」を与えるべきかどうか

IASB は、以下の事項に留意した。

- a. 財務諸表表示は、業績報告プロジェクトの一環として扱う
- b. 開示要求が、基本財務諸表又は注記のいずれかで情報を表示することを明示的に要求すべきなのかどうかは、開示に関する取組みの基準レベルでの開示見直しプロジェクトの一環として扱う

出席した 13 名の IASB メンバー全員がこれらの決定に賛成した。

#### 今後のステップ

2015年6月の会議で、IAS第7号「キャッシュ・フロー計算書」の修正案のプロジェクトの一環として、IASBは以下を議論する予定である。

- a. 公開草案（IAS第7号の修正案）に対して寄せられたフィードバックの要約
- b. 開示に関する取組みから生じた修正に関する分析
- c. デュー・プロセスのステップの要約及び書面投票の許可の要請

2015年6月に、開示原則プロジェクトの一環として、IASBは以下のトピックを議論する予定である。

- a. IAS第8号の見直し                      経過措置
- b. 非IFRS情報
- c. 比較可能性

さらに、2015年6月にIASBは、教育セッションにおいて、開示原則プロジェクトの概要を議論する予定である。これには、IAS第1号の潜在的な修正の概要が含まれる。

以 上

**付録 スケジュール****5月18日（月）：IASB 単独の審議**

時間	アジェンダ項目
16:00-17:30	料金規制対象活動（教育セッション）（アジェンダ・ペーパー9）

**5月19日（火）：すべてIASB 単独の審議**

時間	アジェンダ項目
9:00-10:00	IFRS 適用上の論点（アジェンダ・ペーパー12）
10:00-10:30	IFRS 第2号「株式に基づく報酬」に関する調査研究プロジェクト（アジェンダ・ペーパー15）
10:30-10:45	休憩
10:45-12:45	保険契約（アジェンダ・ペーパー2）
12:45-13:45	昼食
13:45-15:30	保険契約（アジェンダ・ペーパー2）
15:30-15:45	休憩
15:45-17:45	顧客との契約から生じる収益（アジェンダ・ペーパー7）

**5月20日（水）：すべてIASB 単独の審議**

時間	アジェンダ項目
09:00-10:00	動的风险管理の会計処理（アジェンダ・ペーパー4）
10:00-11:00	資本の特徴を有する金融商品（アジェンダ・ペーパー5）
11:00-11:30	料金規制活動（アジェンダ・ペーパー9）
11:30-11:45	休憩
11:45-12:45	開示に関する取組み（アジェンダ・ペーパー11）
12:45-13:45	昼食
13:45-15:45	開示に関する取組み（アジェンダ・ペーパー11）

以上